

府立高等学校授業料減免実施要項

平成26年12月1日制定

1 趣旨

この要項は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助するため、京都府立学校授業料等徴収条例（昭和23年京都府条例第12号。以下「条例」という。）第5条の規定による府立高等学校の授業料の減免の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象

次のいずれかに該当する者は、府立高等学校の授業料の減免を受けることができる。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の失業、倒産等の家計急変による経済的理由から、授業料の納付が困難となった者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 日本国内に住所を有する者

イ 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

ウ 法第3条第2項第2号に該当しない者又は所得制限に係る要件により京都府公立高等学校学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給を受けられない者

エ 次のいずれかに該当する者

（ア） 保護者等の当該年の所得（見込）額が、失業、倒産等により著しく減少し、別表に定める基準額（以下「基準額」という。）未満になった者

（イ） 保護者等が火災、風水害等により著しい損害を受けた者

（ウ） 保護者等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者になった者

（2） 法第3条第2項第2号に該当する者又は学び直し支援金の給付を受けた期間が通算して24月を超えた者であって、保護者等の全員の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満であり、修学意欲がおう盛であるもの

（3） 条例第3条第2項又は第3項の規定を適用された者に準じる者その他、特に免除する必要があると認められるもの

3 申請等の手続

(1) 申請者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）に必要事項を記入の上、校長に提出するものとする。

ア 府立高等学校授業料減免申請書（第1号様式）

イ 所得に関する証明書等

(2) 校長は、申請書等を受理した後、収入状況把握計算書（第2号様式）等審査に必要な書類を作成し、その審査等慎重に検討を行い、2の（1）から（3）までに該

当すると判断したものについて教育長に承認を求めるものとする。

- (3) 校長は、教育長からの減免承認等に基づき、授業料減免決定通知書（第3号様式）等を作成し、速やかに申請者に通知をしなければならない。
- (4) 授業料減免を受けている者は、年度の途中において当該減免を受けるに至った事情又は家庭の状況に変更を生じたときは、その旨を速やかに校長に届け出なければならない。

4 減免の始期及び終期並びに金額

- (1) 授業料の減免の始期は申請書が受理された日の属する月とする。
- (2) 授業料の減免の終期は次のとおりとする。
- ア 申請月が1月から6月までの場合、当該月の属する年の6月
- イ 申請月が7月から12月までの場合、当該月の属する年の翌年の6月（最終学年の場合は3月）
- (3) 授業料の減免の金額は、月額授業料により算出する。ただし、通信制の場合は年額の12分の1に相当する金額を月額授業料とみなしてして算出する。

5 減免事由の消滅による手続

- (1) 年度途中の転学・退学等学籍上の異動がある場合は、その日をもって減免の対象期間は終了するものとする。
- (2) 授業料の減免を受けている者が、年度の途中において減免の事由が消滅したときは、速やかに府立高等学校授業料減免辞退届（第4号様式）を校長に提出しなければならない。
- (3) (1)又は(2)により減免の対象期間が終了した場合は、府立高等学校授業料減免期間終了状況報告書（第5号様式）により、その旨を教育長に報告しなければならない。
- (4) (2)による届をした者の授業料は、減免の事由の消滅した日の属する月の翌月分から徴収するものとする。

6 実績報告

校長は、決定された減免の実績について、教育長が指定する期日までに授業料減免実績報告書（第6号様式）により教育長に報告するものとする。

附則

- 1 この実施要項は、平成26年12月1日から施行し、平成26年4月1日以降に府立高等学校に入学する者に対して、平成26年度分の授業料から適用する。
- 2 「4 減免の始期」について、この要項の施行の日から3月以内に申請書を受理した場合に限り、「申請書が受理された日」を「減免の事由が発生した日」と読み替える。
- 3 この要項に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

別表（2 基準額関係）

19歳未満の扶養親族の人数※			基準額 (保護者等合算)
	うち15歳未満	うち16歳以上 19歳未満	
0人	0人	0人	81,300円未満
1人	0人	1人	92,400円未満
	1人	0人	102,700円未満
2人	0人	2人	103,600円未満
	1人	1人	113,700円未満
	2人	0人	125,400円未満
3人	0人	3人	115,800円未満
	1人	2人	129,300円未満
	2人	1人	138,000円未満
	3人	0人	146,700円未満
4人	0人	4人	133,000円未満
	1人	3人	141,900円未満
	2人	2人	150,600円未満
	3人	1人	159,300円未満
	4人	0人	168,000円未満
5人	0人	5人	145,800円未満
	1人	4人	154,500円未満
	2人	3人	163,200円未満
	3人	2人	171,900円未満
	4人	1人	180,600円未満
	5人	0人	189,300円未満

※扶養親族とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。

※扶養親族の数は、授業料減免を行おうとする月の属する年の前年（当該月が1月から3月までの月であるときは、前々年。以下において単に「前年」という。）の12月31日現在において、保護者等が有する（扶養親族が前年の中途において死亡した場合を含む。）年齢19歳未満の扶養親族の数とする。

※扶養親族の年齢は、前年の12月31日現在の年齢とし、同年1月1日から12月31日までに死亡した扶養親族は、その死亡の日現在の年齢とする。

※19歳未満の扶養親族の数が6人以上となるときの基準額は別に定める。